

施策の方向Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。多くの場合、被害者は女性であることから、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。SDGsのゴールの一つにある「ジェンダー平等の実現」における取組として女性に対する暴力の根絶が位置付けられており、取組の重要性が示されています。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の社会的、経済的格差等があります。女性の人権が尊重され尊厳をもって安全に安心して生きることのできる社会のためには、女性に対する暴力の根絶は不可欠であり、社会が克服すべき重要な課題です。

最近では、DVと子どもへの身体的虐待が同時に起こることによる痛ましい事件が発生し、児童虐待の背景にDVが潜んでいることが明らかとなりました。このことから、令和元年6月に「DV防止法」が改正され、関係機関におけるDV対応と児童虐待対応の連携強化が明記されました。

また、性暴力の問題については、ICTの進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化するなど、迅速な対応が必要とされています。国においては令和2年6月の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪、性暴力対策の「集中強化期間」として実行性のある取組を推進することとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出の自粛や休業・休校等が行われるなど、生活の不安やストレスからDVや性暴力の増加と被害の深刻化が心配されています。

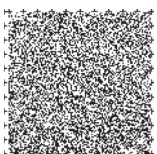
こうした社会状況の変化も踏まえた上で、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会づくりや被害者の自立に向けた安全・安心の確保と被害者の立場に立った切れ目のない支援の充実、二次被害を起こさないための暴力に対する正しい理解を深めるなど、幅広く取り組んでいく必要があります。

施策

- 1 DVの防止及び被害者支援の充実
【第3次久留米市DV対策基本計画】
- 2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

目指す姿

DVや性暴力等の女性に対する暴力は、重大な人権問題であることと、その背景には暴力を容認する意識と固定的な性別役割分担意識からくる社会的、経済的な格差があることを理解し、社会全体で女性に対する暴力の根絶に向けた取組を行い、DVや性暴力のない社会の実現を目指します。



施策1

DVの防止及び被害者支援の充実 【第3次久留米市DV対策基本計画】

DV被害者の多くは女性であり、女性に暴力を加えることは個人の尊厳を害するとともに男女平等の妨げとなっています。

本市では、平成22年度にDV対策基本計画を策定し、啓発から被害者の自立支援まで、関係機関・団体と連携しながら総合的に取組を行ってきました。

セーフコミュニティにおけるDV対策の重点取組項目として、DVの防止と被害者の早期発見を掲げ、講座の開催やパープルリボンの普及・啓発など、市民との協働で積極的に取組を進めてきました。DV被害者のワンストップによる行政手続きの支援では、機能的で継続的な運営や関係機関・民間団体との連携による支援体制を確立する等、安全・安心に配慮したDV被害者の支援に一定の成果をあげています。

最近では、面前DVによる児童虐待が増加しているなど、DVと児童虐待には密接な関係があり、DVは子どもにも深刻な影響を与えることがわかっています。このことから、関係機関における情報共有、被害の早期発見、適切な支援等、DVと児童虐待対応の連携強化が求められています。

今後も、DV対策基本計画に基づき、より実効性の高いDV防止と被害者支援に取り組んでいく必要があります。

現状と課題

本市では、セーフコミュニティを進める中で、様々な啓発活動やDV防止カードの設置拡充、相談支援体制の充実、関係機関・団体や児童虐待対応との連携に取り組んできました。

その結果、本市へのDV相談は毎年多く寄せられており、被害者の安全確保やワンストップの支援体制等も効果的に機能しています。

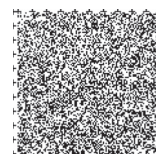
しかし、本市では、未だに女性の4人に1人がDVを受けたことがあり、その内、半数以上は誰にも相談できていません。また、DVが女性への人権侵害だと思ふ人の割合も約7割となっており、全ての市民が暴力を容認しない意識を持つには至っていません。

相談体制の充実やDVの正しい理解と暴力を容認しない意識づくりを進めるとともに、市民一人ひとりがDVのない社会づくりのために主体的に行動できるようになることが必要です。

具体的事業

● DVの根絶に向けた意識啓発と被害の防止

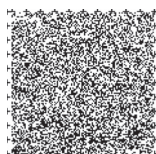
No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
41	DVの理解促進と相談窓口の周知	多くの市民にDVの正しい理解を促すとともに、相談窓口を広く周知するため、様々な啓発を行う。	協働推進部 各総合支所 (全庁)
42	「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う啓発の実施 (パープルリボンキャンペーン)	DVやセクシュアル・ハラスメントなどの「女性に対するいかなる暴力も許さない」という意識を高めるために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて啓発等を行う。	協働推進部 (全庁)



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
43	幼稚園・保育所等、幼児に関わる職員、教職員等学校関係者、保護者等へのDV防止の理解促進	DVの正しい理解を進め、男女平等や暴力防止の視点に立った教育が幼稚園や保育所、学校、地域等あらゆる場で行われるよう研修や講座などを実施する。 また、被害に遭った時に速やかに相談につながるよう、相談窓口の周知を行う。	協働推進部 子ども未来部 教育部
44	「デートDV防止啓発プログラム」を用いた若年層への啓発	若い年代から、暴力を容認しない意識を育成するために、民間支援団体と連携して中・高校生、専門学校・大学生を対象としたデートDV防止啓発講座を実施するとともに活用を促す。	協働推進部 教育部
7	男女平等に関する市職員研修の実施 (DV研修) 【再掲】	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。 全職員への男女平等研修では、3年に1回テーマを「DV」として実施する。	総務部 (全庁)
45	医療機関に対する研修等の実施	医療関係者のDVに対する正しい理解を深め、被害者の早期発見・早期相談につながるよう「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」を活用して、市内の医療機関を対象に研修等を実施する。	協働推進部 健康福祉部
46	DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進	面前DVは子どもへの虐待にあたることやDVが子どもに及ぼす影響について、正しい理解を深めるための啓発や研修等を実施する。	協働推進部 子ども未来部
47	外国人を対象としたDVの正しい理解の促進と相談窓口の周知	外国人を対象に、DVを正しく理解するための啓発と被害に遭った場合の相談窓口の周知を行う。	協働推進部

● 相談体制の充実

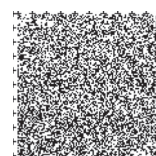
No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
48	相談員の技術向上	DV被害者に適切な支援が行えるよう、相談員に実務研修を行い、相談対応の技術向上を図る。	協働推進部 子ども未来部
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携・強化を図る。	協働推進部 (相談関係機関ネットワーク会議関係課)



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
50	DV被害者に対する市職員の対応能力の維持・継承	市職員がDV被害者に対し適切に対応できるよう、各種マニュアルを活用して対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 (全庁)
51	障害者、高齢者、外国人を対象とした支援の充実	障害者、高齢者、外国人等、様々な状況にあるDV被害者に適切な支援ができるよう、関係課と連携した対応を行う。また、窓口対応にあたっては、各マニュアルを活用し、適切に対応する。	協働推進部 健康福祉部
52	男性のための相談対応の検討(新規)	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。	協働推進部
53	多様な相談体制の検討(新規)	DV被害の潜在化や深刻化を防ぐため、メールやSNS等を活用した多様な相談体制について検討を行う。	協働推進部

● 被害者の安全確保と自立に向けた支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
54	関係機関等との連携による被害者の安全確保	県や警察署等の関係機関及び民間支援団体等と連携し、避難を希望するDV被害者の安全を確保する。	協働推進部 子ども未来部
55	自立に向けた住まいの確保	DV被害者の自立に向けて、市営住宅を確保する。	都市建設部
56	住所情報保護措置による被害者の安全確保	DV被害者の情報管理を徹底し、住所情報等の保護を行い、被害者の安全を確保する。	協働推進部 市民文化部 子ども未来部 (住所情報保護措置関係課)
57	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」の活用によるDV被害者の安全な自立支援の推進	「ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シート」を活用してDV被害者等が安全で迅速に必要な支援を受け、自立することができるように、職員の対応能力の維持・継承を図る。	協働推進部 子ども未来部 (全庁)
58	DV被害者の自立に向けた就業支援	DV被害者の経済的な自立を目指し、ひとり親サポートセンター等を活用した就業支援を行う。	子ども未来部
4	男女平等に関する調査研究事業の実施【再掲】	女性に対する暴力根絶のための男女平等に関する課題に対し、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部



● 関係機関との連携強化

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
59	民間支援団体との協働によるDV被害者支援	DV被害者の適切な支援を目的として、民間支援団体と協働で被害者支援に取り組む。 また、民間支援団体への支援を継続して行う。	協働推進部 子ども未来部
49	相談関係機関ネットワークの効果的な運営 【再掲】	庁内及び庁外の関係機関で相談関係機関ネットワーク会議を開催し、DV被害者支援の連携・強化を図る。	協働推進部 (相談関係機関ネットワーク会議関係課)
60	関係機関・団体等との連携及び児童虐待対応との連携強化 (新規)	関係機関・団体と情報を共有するとともに、必要に応じてケース会議を行うなど、連携を強化する。 また、児童相談所等との連携体制を強化し、DVや児童虐待の早期発見に取り組み、適切な支援を行う。	協働推進部 子ども未来部

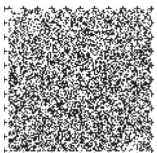
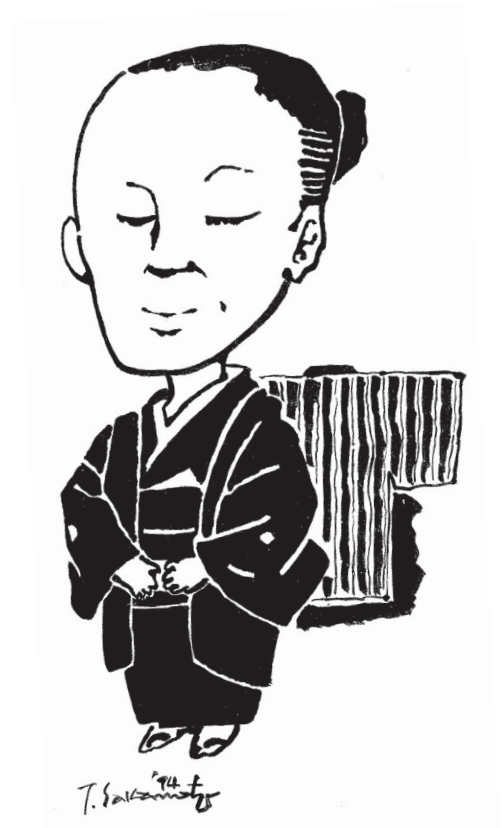
久留米縞の考案者

小川 トク

おがわ・とく(1839~1913)

天保10年(1839)、現在の埼玉県に生まれる。明治元年(1868)、久留米に移り住んだ。当時の久留米の織物界は、「久留米緋」で大いに盛り上がっていた。しかし、縞を織ることについては、まだまだこれからという状況だった。そこでトクは、幼いころから習い覚えた機織りの技術を生かし織り機の改良に着手し、田中久重の協力を得て必要な機械と器具を整え、「久留米縞」を編み出した。

「ふるさとの肖像」より



施策2 性暴力の防止及び被害者支援の充実

現状と課題

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼし、人権を著しく侵害するものであることから、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。

市民の多くはセクシュアル・ハラスメントを人権侵害だと思っているにも関わらず、女性も男性もセクシュアル・ハラスメントの被害を受けており、その多くは職場や地域等、身近な生活の場で起きています。さらに、SNS等のコミュニケーションツールの広がりに伴い性暴力の被害が多様化していることから、対策が求められています。

性暴力の根絶のためには、暴力を容認しない意識を高める教育や啓発、二次被害をおこさないための正しい理解が必要です。また、被害に遭った場合は、早期に適切なケアを受けることが、その後の心身の回復に有効であることから、被害直後の相談や必要な支援を被害者に負担なく提供できる体制の充実が求められます。

具体的事業

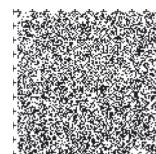
● 性暴力や^{*}性的商品化等¹⁵の防止

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
61	性暴力防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、人身取引などの性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であることや「性的商品化」の防止についての認識を深め、あらゆる性暴力を許さない社会の実現に向けて啓発を行う。	協働推進部
62	校区コミュニティ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止の啓発	まちづくりに多様な人材が参画できるよう、校区コミュニティ組織を対象とした男女共同参画社会の実現やセクシュアル・ハラスメントの防止に対する研修を行うよう働きかける。	協働推進部
25	職場におけるハラスメント防止の啓発【再掲】	職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために、事業主や労働者を対象にした啓発を行う。	商工観光労働部

● 相談・支援体制の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
63	相談・支援体制の充実	性暴力被害に関する女性からの相談を受け、関係機関と連携しながら、早期の解決と回復に向けた支援を行う。	協働推進部 子ども未来部
64	性暴力被害者支援体制の充実	被害直後からの性暴力被害者を総合的に支援するため、関係機関・団体と連携した支援体制の充実を図る。	協働推進部

¹⁵ 性的商品化:性的サービスや性的な行為及びそれに関連した事柄が、商品として売買されること



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
65	学校内におけるハラスメント防止体制の充実	学校内におけるハラスメントを防止するために指導・助言を行うとともに、ハラスメント相談員への研修を行うなど取組の充実を図る。	教育部
66	市職員セクシュアル・ハラスメント等の相談体制の充実	市職員のセクシュアル・ハラスメント等の未然防止に向けた周知徹底と、利用しやすい相談員制度などの整備に取り組む。	総務部

庶民の芸術・久留米絣の伝承者

牛島 ノシ

うしま・のし(1812~1887)

久留米絣は、その始祖・井上伝を始めとするあまたの人々の数知れぬ創意と努力が積み重ねられ、庶民の中で生まれ受け継がれてきた。現代の第一線のデザイナーにも勝るとも劣らない、まさに庶民の芸術といえる。

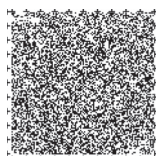
牛島ノシも、そのような優れた伝承者のひとりである。牛島は文化9年(1812)、上妻郡稲富村(現在の八女市)に生まれる。絣の織り手であったノシはある時、煤で黒焦げになった編薦(あみこも)を解いて、その網目の跡がありありと白く残っているのを見て、絣へ応用できないかとひらめいた。そこで、針で細かに緯糸(よこいと)を編み、染め上げてみると、編薦の様子が浮かび上がった。これを織ると見事な小絣が現れた。

ノシの発案によるこの絣模様は屋根板絣と言われ、たいそう評判となった。また、当時普通の織り手が月に3~4反を織ったのに対し、彼女は倍の8反を織り上げ八反屋の異名をとったという。

「ふるさとの肖像」より



1980
T. Nakamoto



施策の方向Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会づくり

男女が自らの身体について正しい情報を持ち、互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現の前提となるものです。

特に女性の心身の状態は、ライフステージごとに健康状態や課題が大きく変化します。そのため、一般的な健康問題だけでなく、妊娠・出産、不妊に加え、望まない妊娠や性感染症等の問題から、性と生殖に関する健康の維持と自己決定(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の視点に立った健康教育や早い段階から妊娠・出産の知識を持ち自分の身体への健康意識を高める取組(プレコンセプションケア)が必要です。心身の健康は社会的要因によって大きく影響を受けるため、健康課題の解決には、背景となる社会的要因の解決が必要です。

また、女性は、経済活動における男女が置かれた状況の違いを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

多様性を認め合い、女性をはじめとした様々な困難を抱える人々が自立し、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活が送れるような社会環境づくりが求められます。

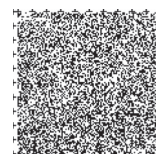
施策

- 1 生涯を通じた男女の健康支援
- 2 様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

目指す姿

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは重要であり、各年代(歳)特有の健康状態や課題に気づき、理解を深め、自身の健康への責任を持つことが大切です。早い段階から自分の身体への健康意識を高め、生涯にわたり主体的に健康づくりに取り組むための環境づくりを目指します。

ひとり親であることや高齢であること、障害があること、外国人であることに加え女性であること、また、性的指向や性自認等の性差に関する偏見を背景として、様々な困難を抱えている人がいます。男女共同参画の視点に立ち、それぞれの実情に応じた相談・支援体制の充実に取り組み、社会全体が多様性を認め合い、誰もが地域で安全に安心して自立した生活ができる社会を目指します。



施策1 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

近年、未婚・晩婚化、少子化、平均寿命の伸長、就業形態やライフスタイルの多様化などにより、女性の健康に関わる問題は変化しており、特に新型コロナウイルスによる生活への影響により、全国的に女性の自殺が増えていることが問題となっています。一方、男性も、健康を害する生活習慣や自殺の割合が女性に比べて多いことなどが指摘されています。

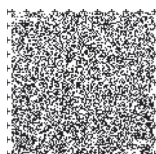
本市では、様々な世代を対象として、こころの悩みや身体の健康相談を行い、市民の心身両面からの支援を行いました。

生涯を通じて健康を保持するには、男女が互いの性差に応じた健康についての正しい知識の普及・啓発と気軽に相談しやすい窓口の設置及び周知が必要です。

具体的事業

● 生涯を通じた女性の健康支援

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
67	生涯にわたる心身の健康づくりに関する学習機会と情報の提供	女性の心身の健康に関し自己管理ができるように、思春期・成熟期・更年期・高齢期といったライフステージに応じた健康に関する講座の開催や情報提供、相談体制の充実を図る。また、男女が互いの身体的性差に応じた健康についての理解を深めるための取組を進める。	協働推進部 健康福祉部 子ども未来部
68	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実	ジェンダーに基づく様々な生きづらさに対する相談体制の充実を図るとともに、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。	健康福祉部
69	スポーツ機会の充実(新規)	性別や世代にかかわらず、運動の機会の充実を図るための環境整備を行い、生涯を見通した健康な体づくりに取り組む。	市民文化部
70	生涯を通じての健康づくりの促進	女性のライフステージに応じた健康支援を行うとともに、女性特有のがんなどの疾病の予防に取り組む。	健康福祉部
71	介護予防の推進(新規)	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の女性の骨折や転倒などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。	健康福祉部

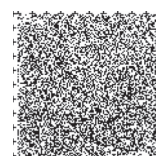


● 妊娠・出産と性に関する健康への支援

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
72	妊娠・出産・子育てに関する啓発と相談の充実	安心して出産し子育てができるよう、出産前から出産後まで一貫した健康支援を行う。妊娠から出産、育児についての正しい知識の習得と、妊婦同士や子育て中の親同士の交流を進める取組を行う。その他、妊娠を希望する夫婦に対して、不妊治療の支援を引き続き実施する。	子ども未来部
73	性感染症の相談・検査の充実	HIVなどの性感染症に関する啓発の推進と相談・検査体制を充実させ、早期の相談・受診を促す。また、性感染症の理解を広げるため、様々な機会を利用して啓発を行う。	健康福祉部
15	健康教育や性教育の指導の充実 【再掲】	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部

● 男性の心身の健康維持の推進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
52	男性のための相談対応の検討 【再掲】(新規)	男性のDV被害やジェンダーに起因する生きづらさに対する相談対応について検討を行う。	協働推進部
68	精神的な問題に関する正しい知識の普及啓発及び相談体制の充実 【再掲】	男性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、働く場において心身ともに健康でやりがいを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスの意識向上等について、事業所等と連携した取組を進める。また、自殺や精神疾患の正しい認識と偏見をなくす取組を進める。	健康福祉部
70	生涯を通じての健康づくりの促進 【再掲】	男性に疾患が多い生活習慣病の発症や重症化の予防対策と健康の増進に取り組む。	健康福祉部
71	介護予防の推進 【再掲】(新規)	介護予防の講座の開催、周知・啓発や主体的な介護予防活動の支援を行うことにより、高齢の男性の脳卒中や心臓病などによる心身機能の低下や認知症の予防に取り組む。	健康福祉部



施策2

様々な困難を抱える女性等が、安全に安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加による家族形態の変容や、非正規労働者の増加などの雇用・就業をめぐる変化を背景に、生活上の困難に陥りやすい人々が幅広い世代に広がっています。そのような中において、とりわけ女性は、経済活動における男女が置かれた違いによる格差を背景として、貧困に陥るリスクが高くなります。

本市でも、ひとり親や生活困窮世帯の子どもや親に対して、様々な支援を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛や景気の落ち込みにより、困難を抱える女性の状況は深刻さを増しています。

困難を抱える女性等の支援には、男女共同参画の視点で個人の様々な生き方に沿った切れ目のない取組が必要です。

また、性的指向・性自認に関することや高齢であること、障害があること、外国人であること等に加え女性であることで、更に困難な状況に置かれられないような環境整備や支援の充実と、多様な人々への正しい理解を進めるための啓発等が求められています。

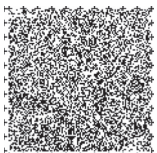
具体的事業

● 子ども・子育てに関する支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
74	子育て世代包括支援事業の実施(新規)	妊娠期から出産・子育て期まで、保護者や18歳までの児童の相談に対応し、切れ目のない支援を行う。また、身近な場所での相談体制を充実するとともに、その相談に対して地域・民間・NPO等と連携した支援を行う。	子ども未来部

● ひとり親家庭への支援の充実

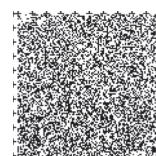
No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
75	ひとり親サポートセンター事業の実施(新規)	ひとり親等の保護者に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを実施する。	子ども未来部
76	ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施	ひとり親家庭の保護者の就職に有利な資格取得のための給付金等の支給や自立のための貸し付けを行う。	子ども未来部
77	ひとり親家庭日常生活支援の実施	一時的に生活援助が必要な場合又は日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合の生活安定を図るため、家庭生活支援員の派遣を行う。	子ども未来部



No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
78	ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の子どもに対し、放課後から夜間にかけて、子どもの居場所となる拠点の設置あるいは家庭の訪問により、学習支援、生活支援、食事の提供を行う。	子ども未来部
79	子どもの共同養育に関する養育費履行の支援 (新規)	離婚後の養育費履行の確保について、公正証書作成費用や養育費保証契約をするための保証料の助成などの支援を行い、子どもの経済的・社会的自立を図る。	子ども未来部
55	自立に向けた住まいの確保 【再掲】	市営住宅の定期募集の際、母子・父子家庭や高齢者・障害者世帯を対象とした別枠募集を実施し、住まいの確保につなげる。	都市建設部
80	母子生活支援施設の運営及び措置	母子家庭の母と児童を共に保護し、入所者に寄り添って自立に向けた生活支援を行う。	子ども未来部

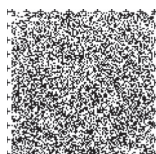
● 生活上の困難に直面した人々への支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
81	生活自立支援センター事業の実施	生活の困りごとや不安などの相談に対して、具体的な支援プランを作成し、各機関と連携しながら、自立に向けた伴走型の支援を行う。	健康福祉部
82	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもを対象に、学習支援や日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、学習に関する相談など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。	健康福祉部
83	子ども食堂事業	家庭での食事摂取が十分でない子どもへの食事の提供をする場、地域で子どもが高齢者などと交流する場や子どもの居場所となる子ども食堂を支援し、地域での拡大を図る。	子ども未来部
84	犯罪被害者等への総合的な対応窓口による支援の実施 (新規)	犯罪被害者の総合的対応窓口を設け、被害を受けた方に必要な手続きや適切な相談機関の案内を行うことで、早期の回復や自立に向けた支援につなげる。	協働推進部



● 高齢者・障害者・外国人の女性、セクシュアル・マイノリティ等への支援の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
85	高齢者の相談支援体制の充実	経済力の弱い一人暮らしの高齢女性が増加する中、高齢者やその家族が、地域で安心して暮らし続けることができるように、相談窓口を周知するとともに、権利擁護などの適切な支援を行う。	健康福祉部
86	障害者の相談支援体制の充実	障害のある女性は、障害の種別により様々な支援が必要であることに加え、女性であることにより更に困難な状況に置かれている場合がある。そのことに留意し、障害者やその家族からの相談体制の充実を図り、障害の有無に関わらず、誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるよう支援を行う。	健康福祉部
87	本市に在住する外国人への相談・生活支援の充実	外国人女性が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加え、女性であることにより更に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、課題や問題などの把握に努め、相談窓口の周知を図る。 また、在住外国人支援団体や国際交流団体等との意見交換の場を設け、在住外国人や留学生などの現状やニーズの把握に努め、支援の検討を行う。	協働推進部
88	セクシュアル・マイノリティに関する啓発の推進と支援の検討	セクシュアル・マイノリティを正しく理解し、偏見や差別を解消するための啓発を推進する。 また、必要な支援について調査・研究を行う。	協働推進部



計画推進体制の整備

第4次行動計画の広範囲かつ多岐にわたる取組に対して、全庁的な調整や進捗管理を行い、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、推進体制を整えます。

1 計画推進体制の強化・徹底

[1] 男女平等政策審議会との連携・強化

男女平等政策審議会は、男女平等を進める条例に基づく市長の附属機関として設置され、男女平等に関する学識経験者や関係団体の代表及び市民等により構成されています。

市長の諮問に応じて、行動計画の策定及び変更に関し調査審議し答申を行うとともに、行動計画の実施状況に関する年次報告について意見を述べるなど、重要な役割を担っています。審議会との連携を図り、男女共同参画に係る重要な課題の把握と解決に努め、行動計画を確実に進めていきます。

[2] 男女平等政策会議の機能の充実・強化

庁内組織である男女平等政策会議(会長:市長)は、男女平等を進める条例に基づき行動計画を策定し、その着実な実施のため各担当部局の推進状況を踏まえ、部局間相互の課題の共有化及び施策推進にあたっての総合調整を行い、計画の推進を図ります。

また、男女共同参画行動計画の進捗管理を毎年度行い、男女共同参画や女性活躍の視点に立った施策を効果的に進めます。

[3] 調査・研究の充実及び情報の収集・提供

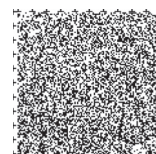
行動計画の推進状況を把握し今後の施策の方向性を検討するため、男女平等に関する市民意識調査及び市職員意識調査を実施します。

また、ジェンダーの観点から、可能な限り性別や年代別によるデータの収集と分析を行い、男女のおかれている状況を客観的に把握し、性別が生活などに与える影響の違いについて調査・研究を行い、施策の反映に努めます。

2 推進拠点としての男女平等推進センターの機能充実

男女平等推進センターは、男女平等を進める条例で「男女平等推進施策を実施するための拠点」として位置付けられています。男女の自立と男女共同参画社会の実現に向け、男女平等推進センターの機能の柱である「自立」「情報」「交流」の充実を図り、より効果的な事業の展開に努めます。

「自立」のための機能においては、ジェンダーに起因する様々な問題解決を図るための学習の機会や場を提供し、男女平等意識を醸成します。特に、若者や子育て世代、男性の利用者層の拡大を進めます。また、女性の就業(継続)支援や人材育成事業を実施し、経済的・社会的な自立を促します。さらに、女性が抱える様々な問題解決に向けた支援のための相談事業を行うとともに、DVや性暴力など女性に対する暴力防



止の意識醸成を進め、様々な媒体を活用した相談窓口の周知と関係機関や団体等と連携した支援体制の充実を図ります。

「情報」のための機能においては、男女共同参画に関する情報の収集とともに情報発信に努め、資料の活用を促進します。また、男女平等に関する課題解決のための取組として、専門家等からなるワーキンググループによる調査・研究を積極的に行い、事業展開につなげます。

「交流」事業においては、市民参画型の事業の実施及び市民グループの自主的活動やネットワークづくりの支援を行い、市民や団体等と協働した男女共同参画の取組を進めます。

3 市民との協働

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度は、依然として社会のあらゆる分野に根強く残っており、男女共同参画社会の実現のためには、男女平等についての正しい理解の定着を図るとともに、市民一人ひとりの主体的な行動につなげる必要があります。

また、近年、社会環境の変化により、人々の価値観の変化や生活様式の多様化が急速に進み、また、人間関係が希薄化する中で、様々な社会的課題が生じています。

そのような中、男女共同参画社会の実現に向けて、市民や地域コミュニティ組織、市民活動団体、事業所、市など、久留米市を構成するすべての主体が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場など社会の様々な分野において男女平等を協働して進めていくことが重要です。

市では、様々な主体による男女共同参画の理解促進や女性リーダーの育成、また、市民の身近な暮らしの場で既に実践されている防災や支え合いに関する活動など、課題解決に向けた自主的な取組を支援するとともに、連携・協働した取組を行っていくことで、久留米市における男女共同参画のまちづくりを進めていきます。



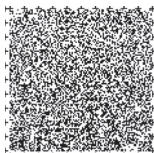
女性解放の先覚者

星野 房子

ほしの・ふさこ(1868~1951)

慶応4年(1868)、通町に生まれる。女子中等教育の機会がなかった時代に、久留米中学校(明善校の前身)に学び、男女共学以前の明善校卒業生の中に唯一その名をとどめている。房子は早くから男女平等の思想を抱き、「男子同様に学問を修めること」の大切さを説いた。明治20年(1887)、久留米婦人協会を組織、女子教育の普及に努める。また、久留米高等女学校の創設にあたり物心ともに尽力。さらに、久留米で初の幼稚園、女子職業学校、久留米慈善病院など次々と開設した。

「ふるさとの肖像」より



ドメスティック・バイオレンス (DV) のないまちづくり宣言

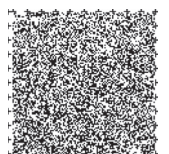
人はだれもが、かけがえのない個人として尊重され、安全に安心して暮らす権利をもっています。しかし、DVによる被害は後を絶ちません。

DVとは、配偶者間や恋人同士など親密な関係のなかでおきる、さまざまな暴力のことをいいます。DVは人を暴力で支配する行為であり、体や心を傷つけ、命を奪うことさえある重大な人権侵害です。

DVはいかなる理由があっても許されるものではありません。

久留米市は、市民と協働して、DVのないまちづくりを進めることを決意し、ここに宣言します。

(平成22年告示494号)



第4次久留米市男女共同参画行動計画
(第3次久留米市DV対策基本計画)
男女の自立と男女共同参画社会を目指して

令和3年(2021年)3月

発 行

久留米市協働推進部男女平等政策課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9044 / FAX 0942-30-9703



久留米市